

# 許すな！ 憲法違反公務員賃下げ 働くルール破壊NO!

## 公務員賃下げ違憲訴訟



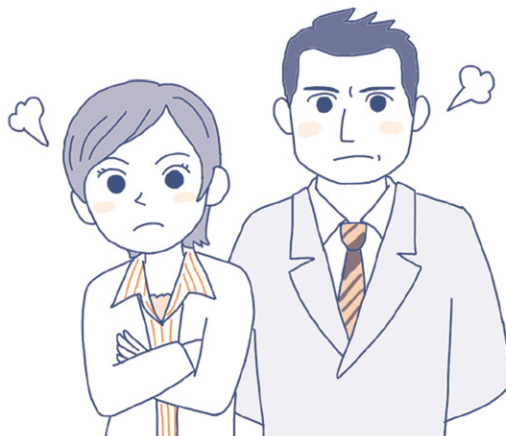
### 「賃下げ特例法」は憲法違反

2012年2月29日、人事院勧告を無視して、国家公務員の給与を2年間にわたって平均7.8%引下げる「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（「賃下げ特例法」）が成立しました。

国家公務員は、憲法28条で公務員を含むすべての労働者に保障されている労働基本権が不当にも制約されていることから、その「代償措置」として人事院勧告によって給与などが決められる仕組みになっています。

過去の判例からみて、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告に基づかずに国家公務員の給与を引下げたことは、憲法違反です。また、国家公務員にも団体交渉権は認められているにもかかわらず、当事者との交渉は一切行なわれませんでした。これも憲法違反です。

私たちは、憲法違反の「賃下げ特例法」の無効を求めて、いま裁判に訴えてたたかっています。



### 憲法28条とは？

公務員を含む勤労者（労働者）に対し、団結権、団体交渉権及び争議権の労働基本権を保障しています。これは、実質的に労使対等とするため、労働者が労働組合をつくり、使用者との間で集团的契約（労働協約）を結ぶことが法的に認められているものです。

### 労働基本権が奪われている公務員

公務員にも労働三法が保障されていましたが、1948年7月にマッカーサー書簡と政令201号が発出されて、国家公務員法の改正により公務員労働者から労働基本権が剥奪された歴史があります。日本の公務員は、労働者でありながら労働基本権が制約され労使対等で労働条件を決定できる範囲が制限されています。

### 労働基本権制約の代償措置

労働基本権が制約されているなか、これの代償措置となるのが人事院勧告です。勤務条件などは民間企業などのように労使交渉を通じて決定することができないことから、人事院勧告に基づいて法律や規則などで勤務条件が決められる仕組みとなっています。

### 過去の判例からも憲法違反

#### 全農林警職法 事件判決

「公務員についても憲法によってその労働基本権が保障される以上、（中略）その労働基本権を制限するにあたっては、これに代わる相応の措置が講じられなければならない」と指摘。

#### 全農林人勤スト 処分事件判決 補足意見

「適切な代償措置の存在は公務員の労働基本権の制約が違憲とされないための重要な条件なのであり、国家公務員についての人事院勧告制度は、そのような代償措置の中でも最も重要なものというべきである。したがって、人事院勧告がされたにもかかわらず、政府当局によって全面的にその実施が凍結されるということは、極めて異例な事態といわざるを得ない」と指摘。

# 国家公務員賃金は625万人に影響 賃下げを断ち切ろう!



国家公務員の給与は、地方公務員や独立行政法人、私立学校、私立病院、社会福祉施設、農協・漁協職員など約625万人の民間労働者等の賃金に直接影響します。既に、独立行政法人の多くでは国家公務員と同様の賃下げが実施されており、地方公務員についても同様の賃下げ提案が徐々に広がってきています。

また、民間企業の中には、自社の賃金決定に国家公務員の賃金水準を参考にする例もみられることから、便乗的な賃下げが行なわれることも危惧されます。

公務員と民間労働者の賃下げがお互いに連動する「賃下げの悪循環」は、労働者の生活悪化をもたらすとともに、内需を冷え込ませ、景気をますます悪化させることにつながります。

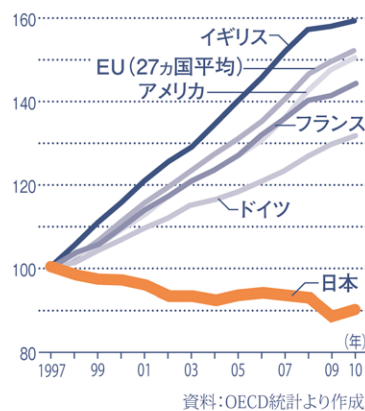
日本の労働者の賃金は、ここ10数年下がり続けています。公務では約71万円、民間でも約53万円もの年収減です。これは、先進諸国の中で日本だけです。

【公務員賃金が影響する民間労働者等】(労働総研)

産業・職種	職員数(万人)	産業・職種	職員数(万人)
国家公務員	64.1	地方公営企業	37.6
非常勤職員	3.2	日本郵便	18.4
国会議員・秘書	0.3	私立学校	26.4
駐留軍関係	2.6	政府系金融機関	0.9
国立大学法人	12.1	民営病院	96.4
独立行政法人	7.4	社会福祉施設	63.9
一般職地方公務員	243.9	農業共済	0.7
特別職地方公務員	4.7	漁業協同組合	1.3
自治体臨時職員	41.2	森林組合	0.7
		合計	625.8

(注)①職員数は、発表されている直近データ(2010年度、2009年度など)を採用。  
②一部公表されていないものについては関係団体の推計数値をもとに試算。

【1997年を100とした賃金指数】



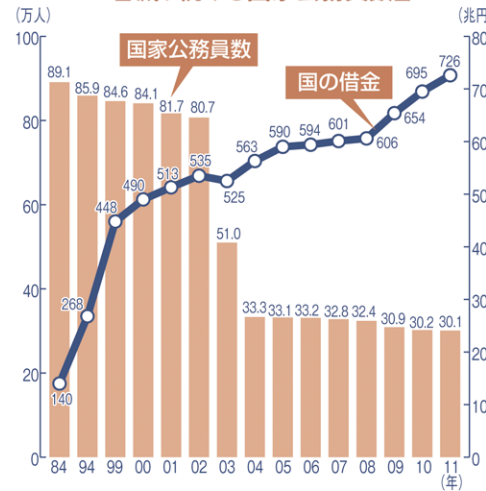
# 財政赤字の原因は 公務員の人件費ではありません

民主党は、厳しい財政事情を口実に「国家公務員総人件費2割削減」を掲げ、有無を言わず実行しようとしています。その一つが今回の「賃下げ特例法」の成立です。

また、国家公務員の新規採用の大幅抑制を決定し、「地域主権改革」もすすめています。

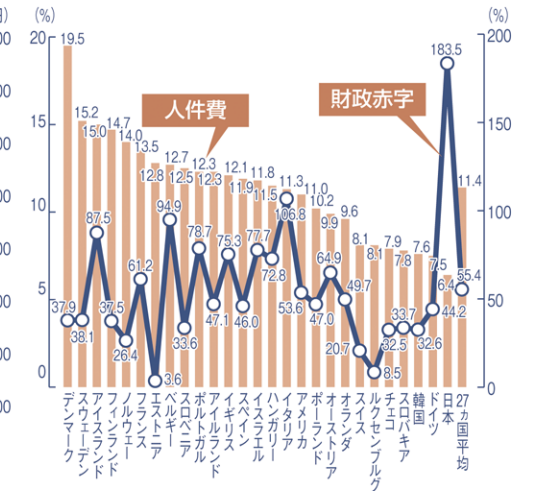
しかし、国家公務員の数はこの10年間で、約84万人(2000年)から約30万人(2010年)にまで減少していますが、国の借金は逆に、約493兆円から約899兆円へと増え続けています。国の財政を厳しくしたのは、国家公務員の人件費ではありません。

【増え続ける国の借金と  
減り続ける国家公務員数】



(注)①2001年度の定員は、国立試験研究機関などの独立行政法人化による減。②2003年度の定員は、郵政事業の郵政公社化と印刷・造幣の独立行政法人化による減。③2004年度の定員は、国立大学の法人化と国立病院・療養所の独立行政法人化による減。  
資料:「国の借金」は財務省のデータ。「国家公務員数」は総務省の「国の行政機関の公務員数(自衛官を除く)」。

【日本の公務員人件費は最低、  
財政赤字は最悪】



(注)①OECDの最新統計で、公務員・公的部門職員の人件費とGDPが発表されている27カ国のデータをもとに国公労連が作成。②日本の場合、公務員・公的部門職員には、国家公務員と地方公務員だけでなく、独立行政法人や国立大学法人など公法人の職員も含まれる。③財政赤字は、OECDが発表している国と地方の債務の合計。  
資料:OECDの各国データ(2009年)

ごいっしょに、「賃下げの悪循環」を断ち切り、全ての労働者の賃上げで景気回復につなげていきましょう。

## 日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14西新橋エクセルアネックス3F  
TEL 03-3502-6363/FAX 03-3502-6362  
[www.kokko-net.org/kokkororen/](http://www.kokko-net.org/kokkororen/)